5　事業者の規模に応じた計画認定

国は、事業者による幅広い取組を促すため、事業者の規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

6　事業者の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、事業者が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、事業者が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

第5　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

事業分野別経営力向上推進機関に対しては、以下の要件を満たし、かつ、以下の業務に取り組むための知見や能力を有することを求める。

1　要件

一　組織体制

イ　窓口となる拠点を有していること。

ロ　役員（会長、理事等）がおり、かつ、常勤職員が５人以上いること。

ハ　事業者団体の運営や建設業の振興に係る定期的な会合を年１回以上開催していること。

ニ　事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る１年以上の実務経験を含む３年以上の普及啓発及び研修等又は調査研究に係る実務経験を有している者により、２に掲げる業務を行うこと。

ホ　事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

二　事業基盤

イ　地方公共団体からの財政上の支援、会員からの会費収入、自主事業による収入その他の適切な収入基盤を有していること。

ロ　決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

2　業務

一　普及啓発及び研修等

イ　事業者が経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、その模範となる取組について、セミナーやＷＥＢサイトによる情報の発信等を図ること。

二　調査研究等

イ　経営力向上の模範となる取組に係る情報を継続的に収集、整理、及び分析し、必要な調査研究を行うこと。

3　事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一　国が配慮すべき事項

イ　国は、地域における中小企業の支援の担い手を多様化・活性化し、事業者等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、必要と判断した場合には、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求めるなどにより、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

二　認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

三　独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

イ　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

第6　適用範囲

本指針の適用範囲は、日本標準産業分類に定めるもののうち、建設業に分類される事業者に適用されるものとする。

○国土交通省告示第千百三十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

第二項の表岡山タカハの項中「平成12年４月１日から供用再開」を「平成28年11月10日から平成28年12月７日まで供用休止」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年十一月十日から施行する。

○国土交通省告示第千百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務を廃止する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

番号指定	の検指名査定称機確関認	う確事認務検所査のの所業在務地を行	指定の区分	業務区域	廃止する年月日
二十二	株式会社ＪＳＣＳ	イ　十ケ奈四谷川横浜番区県古屋地神横事戸浜務町市所百保三土神 ロ　十区愛五錦知名号三県古屋事丁名古屋務目古屋務六屋務番市所三中	掲げる第及第第一省令第十七五条第四第九号第六四号第八号第二項の規定により指定をした区分のうち、次に掲げるもの	静県山都千県栃県宮、岡県、梨県、神県、葉県、木県、城県、滋県賀県、三県岐県、奈県川、東県群県福島、庫県兵府、京県愛県長野県、都府京、阪府大県、重県三、知県野県、京都府、歌山県	平成三十一年十二月十八日